

「頑張る地方応援懇談会 in 高知」議事概要

1 日時 平成19年3月4日(日)13:00～15:20

2 場所 「オリエントホテル高知」2F 松竹の間
高知県高知市升形5-37

3 出席者

【市町村長】

おかざき	せいや	こうち
岡崎 誠也	高知市長	
ささおか	とよのり	すきき
笹岡 豊徳	須崎市長	
にしむら	しんいちろう	とさしみず
西村 伸一郎	土佐清水市長	
さわだ	いそろく	しまんと
澤田 五十六	四万十市長	
かどわき	まきお	かみ
門脇 槇夫	香美市長	
かみじ	たかし	うまじ
上治 堂司	馬路村長	
ごうだ	しろう	おおかわ
合田 司郎	大川村長	
ふじさき	ふじと	によどがわ
藤崎 富士登	仁淀川町長	
よしおか	うずまさ	おち
吉岡 珍正	越知町長	
みょうじん	たけお	つの
明神 健夫	津野町長	
しもむら	まさなお	くろしお
下村 正直	黒潮町長	

【総務省】

つちや	まさただ	総務大臣政務官
土屋 正忠		
こうの	さかえ	自治税務局長
河野 栄		
よしざき	まさひろ	大臣官房企画課長
吉崎 正弘		
さかもと	もりお	自治行政局行政課長
坂本 森男		
ひらしま	あきひで	自治財政局地方債課長
平嶋 彰英		
しらかわ	ゆきお	四国総合通信局情報通信部長
白川 幸雄		

4 次第

(1) あいさつ

- ① 土屋 正忠 総務大臣政務官
- ② 岡崎 誠也 高知市長

(2) 総務省からの説明

- ① 頑張る地方応援プログラムについて
- ② 地方行財税制上の諸課題等について

(3) 意見交換

5 要 旨 [主な意見]

(1) 市町村長

- ・地方交付税は地方の固有財源であり、地方の要望なくして国の政策手段として用いる性格のものではない。また、成果を挙げた地方団体に上積み配分する仕組みは、格差拡大を助長するもの。例えば法定5税の増収の一部を特別枠として利用するといった手法で取り組むべき。
- ・財政力が弱く、経済的にも苦しく、さらには住民の少ない集落が増えている等、良い成果が現れにくい、甘えではない条件不利の頑張ろうにも頑張れない団体が多いので、プログラムの検討に当たっては、こうした違いを考慮されたい。
- ・プログラムにおける交付税措置は、他の措置と区分して、各市町村に対して定額を配分することとし、地域の実情に合った使い勝手の良い支援事業となるよう見直すべき。
- ・成果を挙げた地方自治体に配分するという考え方は根本的に改め、過去を含めた地方の改革の努力に評価を与えるという形にすべき。具体的には、9指標のうち行政改革指標を残し、ごみ処理量をごみの減量率あるいはリサイクル率に改め、他の7指標もすべて努力指標に変更されたい。
- ・住民ではないものの特別住民として地域づくりに参加していこうという者の数を、転入者人口、あるいは交流人口として成果指標に取り込めないか。
- ・転入者人口については、自然に増えるところもあれば、努力をしてやっと同等の結果を挙げられるところもある。これらを同等とみなすという仕組みは、地方に厳しいのではないか。
- ・19年度は新型交付税導入の初年度でもあり、影響額があまり大きくならないよう配慮を求める。
- ・これまでの交付税制度は、複雑であってもそれが最適な配分であったのだと思う。改正するのであれば、この制度のどこがいけないのかを国民にはっきりと訴えるべき。是々非々でいけば、新型交付税の導入は行わないこととなるのではないか。
- ・マクロで見ると3兆円の税源移譲を行っているが、個々の市町村における税収全体では、景気の悪化等と相まって税収が伸びないケースもあり、交付税措置による配慮が必要。
- ・交付税措置を見込んで着手した事業について、後年度の交付税措置があてにできない。これは、地方交付税総額が確保されていないということなのではないか。
- ・不交付団体の拡大を目指すなら、財源が十分あり、自然増収の恩恵も受けられる政令指定都市のような大都市が交付団体というのはおかしいのではないか。
- ・不登校者対策、若年層の就業対策、高齢者対策、優良第三セクター育成、産業振興、子育て支援に力を注いでいるが、不登校者数等に応じた普通交付税措置を講じられないか。
- ・今回、保証金なしで、公的資金の繰上償還が認められたことには感謝。ただし、このような厳しい中、3年間ではなく、今年の9月補正に間に合うよう切望する。
- ・国が実施すべき介護、国保、生活保護、障害者自立の事業負担を地方が負わされている。
- ・学校の統合に向けて一生懸命努力しても、現行制度では、統合した途端、休校した校舎に係る交付税措置が行われなくなる。これでは統合への意欲を失わせるので、対策を講じるべき。
- ・厚生労働省は、市が乳幼児等の医療費助成(無料化)を独自に行うと、国保制度の枠内で1,000万円程度のペナルティを求める。本来、こうした少子化対策は国が行うべきものであるにもかかわらず、市町村が行うとペナルティが求められるという現行制度は見直すべき。
- ・厚生労働省所管の市町村交付金(地域介護・福祉空間整備交付金)は、18年度においては3箇年

で7,000万円を上限とし、19年度においては単年度で1億円を上限とするなど、より良くなっているものの、これほど制度が目まぐるしく変わると、計画的に活用できない。

- ・後期高齢者医療制度に対応するためのシステム構築については、経費が膨大な割に補助率が低く、18年度補正予算で対応しなければならない等、制度を大きく変換するときの対応としては疑問。今後、総務省として、厚生労働省と協議を行い、また、交付税措置を検討すべき。
- ・ブロードバンド・ゼロ地域の解消を強力に推進すべき。

(2) 総務省

- ・プログラムは特定の政策手段ではなく、様々な自治体経営の基準・指標を提示し、地域の実情に配慮したもの。例えば企業立地促進に係る地方交付税措置についても、市町村の要望を受け、経営努力をしている市町村長を応援しようとしているものであり、御理解願いたい。
- ・客観的に誰から見ても不公平ではないというような、端から見てもなるほどと思わせるような算定方法であることが必要。そういう意味で、全国を回りながら、御意見を賜っているところ。
- ・今回のプログラムは、地方が自主的に考えたプロジェクトについて、何とか国として支援できないかという観点から考慮した仕組み。地方交付税の本質から見ても、地域間格差を助長しようなどという気持ちはまったくない。
- ・19年度の算定に用いる成果指標については、行政改革指標等、資料に掲げる9指標を採用する。この際、条件不利地域については、地域の実情に合った形とすることを念頭において、実際の算定において工夫する。20年度以降の算定に用いる成果指標については、御提案も含めて検討していきたい。
- ・プログラムにおける各市町村への交付税による支援を定額とするのは、市町村の規模等が多様であり、地方自治が成熟している現在では困難かと思うが、一つの御意見として承る。
- ・普通交付税措置を講ずるには、公信力のある客観的な指標を用いて、ルール化することが必要。このような機会に頂戴した御意見のうち、新しく、客観性が認められるものについては、可能な限り成果指標に取り入れていくように検討していきたい。
- ・過去の努力についてもきちんと評価できるように検討していきたい。
- ・我々が評価しようとしているのは、米に換算すると、スタート時は6俵であったが、6.5俵になったといった、継続した数値。9指標の変化率を見ることで、努力を見られるのではないか。より努力が評価できるという御提案があるなら、頂戴できればありがたい。
- ・交付税の算定方法については、人口・面積のみを指標として機械的に割り振るべきとの議論、地域の実情にあった算定方法を組み込むべきとの議論等を踏まえ、国が決定しているところ。こうした中、新型交付税については、主として投資的経費の算定方法を簡素化して、交付税額の予見可能性を高めるという観点で導入するもの。不交付団体を増やす手段とは、別の問題。現に、18年度の基準財政需要額に対する新型交付税導入に伴う変動額の割合は、大半の市町村にとって、1%を切って0コンマ何%という中でやっている。
- ・所得税から個人住民税への税源移譲に際しては、税源の偏在を小さくする工夫をしている。
- ・今後、地方税の充実を図る際には、税源が地方に行きわたるよう、対象税目等をよく検討し、さらに、地方交付税を合わせた一般財源についても、きちんと総額を確保していくという方針で臨む。

- ・交付税の総額が抑えられている中においても、過去にお約束した起債の元利償還金に対する交付税措置は、途中で変えたこともないし、今後もきちんとやっていく。
- ・政令指定都市の交付団体があるのは、道府県の事務が相当程度移譲されている一方で、見直すべきなのかも知れないが、税制上の特例措置がないため。
- ・基準財政需要額の中には、65歳以上人口や75歳以上人口（注：18年度は74歳以上人口）を測定単位の数値とする高齢者保健福祉費がある。したがって、高齢者対策等による高齢者数の増加に応じて交付税額も増えるという仕組みは、既に実現しているところ。
- ・今回の繰上償還は、財務省による行革への取組み確認希望、日本郵政公社の民営化による事務増等により、折衝の過程で、こうした仕組みになったもの。対象団体について、総務省としては幅広く認めるようにしたいが、財務省側は、本来、得べかりし利益を放棄することにつながるのだから、しっかり意見を言いたいという状況なので、早めに財務事務所等へ行革への取組み等について、説明をしていただきたい。
- ・総務省では、各府省に対して、国の概算要求に先立ち、留意又は改善すべき事項について、大臣名において申入れを行っている。例えば、「地方公共団体が乳幼児医療費助成を行っている場合に採られている国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を廃止されたいこと。」、「教職員定数についても、配置基準の見直しや小規模の学校の統廃合を推進することにより、2011年度までに現時点で見込まれる自然減を上回る純減を実現されたいこと。」を昨年7月に関係省に申し入れたところ。既存の制度を含め、問題があれば、直接お話をいただくか、市長会、町村会等を通してお知らせいただければ、しっかり検討していきたい。
- ・地方分権改革推進法にも書かれているが、国の関与、義務付け等をある程度自由化していかないと、税源移譲されるとはいえ、一般財源の枠組みは窮屈になってくるだろうと考えている。経営資源の投入に際し、戦略的に投入することができるという自由度を確保しないと、地域でうまくやっっていけないだろうと、こちらでも動いているところ。
- ・学校統合については、総務省から文部科学省に対して促進策をやろうといった申し入れを行おうと考えており、市町村長にもご支援をいただきたい。
- ・医療費無料化を実施していない市町村での受診率が下がるのに対し、実施している市町村では上がるのだとすれば、その分は市町村が負担すべきというのが厚生労働省の理屈。
- ・ITの整備については、実際に十分使っていただける設備をどれだけ効率的に、各地域毎に整備していただけるか、市町村がこれを検討される際に、できるだけお役に立ちたいというスタンス。本日の参加市町村の中には既にお話を伺っているところもあり、今後とも何度でもお伺いして、地域に合った、色々なメニューを提案していきたい。